

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P ペンダ記入欄						J P O 記入欄						備考	
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果			確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果						
										LEV01-1 (a1)	評価日	評価者			LEV01-2 (a2)	LEV01-3 (a3)	LEV01-1 (a1)	評価日	評価者		LEV01-2 (a2)
1	8	3.1.1-1	3層構造	1	(1) システムは、「業務層」、「基盤機能層」、「共有DB層」からなる3層構造とすること。	層について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書														
2	9	3.1.2-1	システム構成要素	1	(1) 層は、「表 3.1-2 多階層構造を構成するシステム構成要素」に示すシステム構成要素から構成すること。	層毎のシステム構成要素について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書 ・システム構成要素一覧														
3	10	3.1.2-2	業務層の分割	1	(1) 業務層は、領域に分割すること。(分割した各々は、「サブシステム」と称する) (2) (1)の領域は、次の①～③を考慮し、適切な範囲とすること。 ① 法域 ② 「概念データモデル」に示した範囲 ③ 業務処理の関連性	サブシステムの分割について、設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・業務一覧 ・機能一覧 ・機能設計書														
4	11	3.1.3-1	アクセスパス	1	(1) システム構成要素間の接続は、「表 3.1-4アクセスパス」に限ること。	システム構成要素間のアクセスパスが設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書														
5	12	3.1.3-2	サブシステム間アクセスパス	1	(1) 異なるサブシステムのシステム構成要素間の接続は、「表 3.1-6 サブシステム間アクセスパス」に限ること。	サブシステム間のアクセスパスが設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書														
6	14	3.1.4-1	アクセスパスのプロトコル	1	(1) 「表 3.1-8 HTTP/1.1を用いたアクセスパス」に示すアクセスパスのプロトコルは," RFC 7230～7235"で規定する" HTTP/1.1" とすること。	アクセスパスで使用するプロトコルが設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書														
7	15	3.1.5-1	サービスインタフェースを提供するシステム構成要素	1	(1) システム構成要素のうち、「ビジネスフロー管理」, 「業務アプリケーション (サービス)」, 「ビジネスルール管理」及び「DBアクセス基盤サービス」は、サービスインタフェースを提供すること。	下記のシステム構成要素がサービスインタフェースを提供していること。 ・ビジネスフロー管理 ・業務アプリケーション (サービス) ・ビジネスルール管理 ・DBアクセス基盤サービス	・機能設計書 ・サービスインターフェース一覧 (基本設計工程)														
8	16	3.1.5-2	サービスインタフェース	1	(1) サービスインタフェースは、RESTとすること。 (2) サービスインタフェースは、次の①～⑩に従うこと。 ① URIを定義すること。 ② URIは、サービスインタフェースの版 (バージョン) を特定できること。 ③ URIは、2000バイト以下とすること。 ④ URIは、マルチバイト文字は使用しないこと。 ⑤ セッションを使用しないこと。 ⑥ XMLスキーマを提供すること。 ⑦ XMLでバイナリデータを扱う場合は、バイナリデータを" RFC 4648" で定義された" Base64" 仕様に準じてエンコードすること。エンコードした文字列は、XMLの要素とすること。 ⑧ サービスインタフェースを提供するシステム構成要素は、URI及びXMLの妥当性検査を行うこと。 ⑨ HTTPステータスコードを定義すること。 ⑩ サービスインタフェースを提供するシステム構成要素は、定義されたHTTPステータスコードに準じて結果を返却すること。 ⑪ URIは、利用者識別情報を含むこと。	サービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインターフェース一覧 (基本設計工程)														
9	17	3.1.5-3	HTTPステータスコード	1	(1) サービスインタフェースのHTTPステータスコードは、次の①～⑥とすること。 ① 200 (OK) ② 400 (リクエストが不正である) ③ 401 (認証エラー) ④ 405 (許可されていないメソッド) ⑤ 408 (タイムアウト) ⑥ 500 (サーバエラー) (2) ただし、システム構成要素のサービスインタフェース仕様において、HTTPステータスコードに別段の定めがあるときは、この限りでない。	サービスインタフェースのHTTPステータスコードについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインターフェース一覧 (基本設計工程)														
10	18	3.2.1-1	ビジネスプロセス	1	(1) 業務の流れは、ビジネスプロセスで定義すること。	業務の流れが、ビジネスプロセスで定義されていること。	・業務フロー図 (BPMN)														
11	18	3.2.1-2	ビジネスプロセスの表記	1	(1) ビジネスプロセスは," OMG" が定める" BPMN v2.0" で表記すること。 (2) ビジネスプロセスは、『別冊 BPMN表記規則』に従い表記すること。	ビジネスプロセスについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・業務フロー図 (BPMN)														
12	18	3.2.1-3	ビジネスフロー管理の責務	1	(1) ビジネスフロー管理は、次の責務を担うこと。 ① ビジネスプロセスの管理 ② ビジネスプロセスインスタンスの管理	ビジネスフロー管理は、次の機能を提供していること。 ① ビジネスプロセスの管理 ② ビジネスプロセスインスタンスの管理	・機能設計書 ・業務フロー図 (BPMN)														
13	18	3.2.1-4	ビジネスフロー管理のサービスインタフェース	1	(1) ビジネスフロー管理は、「表 3.2-1 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース1」, 「表 3.2-2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース2」に示す全てのサービスインタフェースを提供すること。	サービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、「表 3.2-1 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース1」, 「表 3.2-2 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース2」に記載されているサービスインターフェースが網羅されていること。 また、リソース指向のサービスインタフェースにおいてはパスが「表 3.2-2 リソース指向のサービスインタフェースのパス」に則っていること。	・サービスインターフェース一覧 (基本設計工程)														
				2	(2) 「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」の(2)②は適用しない。	サービスインタフェースのURIに版 (バージョン) の情報がないこと。	・サービスインターフェース一覧 (基本設計工程)														
14	22	3.2.1-5	サービスタスク及びユーザタスクの粒度	1	(1) ビジネスプロセスにおけるサービスタスクの粒度及びユーザタスクの粒度は、業務として意味のある最小単位とすること。	ビジネスプロセスにおけるサービスタスク及びユーザタスクについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・業務フロー図 (BPMN)														

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P ペンダ記入欄						J P O 記入欄						備考	
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果					
										Level-1 (a1)	評価日	評価者	Level-2 (a2)			Level-3 (a3)	Level-1 (a1)	評価日	評価者		Level-2 (a2)
15	23	3.2.1-6	ビジネスフロー管理データ	1	(1) ビジネスフロー管理は、「ビジネスフロー管理データ」を管理すること。 (2) 「ビジネスフロー管理データ」は、「業務キー」,「分岐条件情報」及び「連携先業務キー」とする。	ビジネスフロー管理データで保持する情報について設計成果物に明記されており,その内容が下記のいずれかに該当する情報であること。 ・業務キー（連携元業務キー） ・分岐条件情報 ・連携先業務キー	・機能設計書														
16	23	3.2.1-7	ビジネスフロー管理データの設定と有効範囲	1	(1) ビジネスフロー管理データは、ビジネスプロセスインスタンスに対して、次の①及び②とすること。 ① 業務キーは、1つのみ保持すること。 ② 分岐条件情報は、分岐条件を判断するゲートウェイ毎に1つのみ保持すること。	①業務キーは、1ビジネスプロセスに1つのみ保持していること。 ②分岐条件情報は、分岐条件を判断するゲートウェイ毎に1つのみ保持していること。	・業務フロー図（BPMN）														
				2	(2) ビジネスフロー管理データのうち連携先業務キーは、連携先が複数となる場合には、リストとすること。	ビジネスフロー管理データのうち連携先業務キーは、連携先が複数となる場合には、リストとすること。	・業務フロー図（BPMN）														
				3	(3) ビジネスフロー管理データは、「表 3.2-4 ビジネスフロー管理データの設定タイミング及び有効範囲」に示す「設定タイミング」及び「有効範囲」とすること。	①業務キーの設定タイミングは「ビジネスプロセスインスタンス生成時」、また有効範囲は「ビジネスプロセスインスタンス削除時まで」に適合していること。 ②分岐条件情報の設定タイミングは「分岐条件を判定するゲートウェイの直前に配置するサービスタスク」、また有効範囲は「配置したサービスタスクに対応するゲートウェイのみ」に適合していること。 ③連携先業務キーの設定タイミングは「メッセージスロー等の連携用フローノードの直前に配置するサービスタスク」、また有効範囲は「配置したサービスタスクに対応するフローノードのみ」に適合していること。	・業務フロー図（BPMN）														
				4	(4) ビジネスプロセスは、次の①及び②とすること。 ① 分岐条件を判断するゲートウェイの直前に、分岐条件情報を取得するサービスタスクを設けること。 ② ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直前に、連携先業務キーを取得するサービスタスクを設けること。	①分岐条件を判定するアクティビティの直前に「分岐条件情報」を設定するサービスタスクを配置していること。 ②ビジネスプロセスの業務キーと、連携先のビジネスプロセスの業務キーが異なる場合は、連携用フローノードの直線に、連携先業務キーを取得するサービスタスクを配置していること。	・業務フロー図（BPMN）														
17	25	3.2.1-8	ビジネスフロー管理に対するアクセスバスの特例	1	(1) 連携元のシステム構成要素が次の①あるいは②であって、連携先のシステム構成要素が、異なるサブシステムのビジネスフロー管理である場合、「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」におけるサービスインタフェース種別が「フローノードインスタンス状態提供」、「タスク位置検索」、「業務キー検索」のサービスインタフェースに限りアクセスを許容する。 ① 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の(1)①に該当する業務アプリケーション（サービス） ② 業務アプリケーション（パッチ）	サブシステム間のアクセスバスが設計成果物に明記されており,その内容が仕様 に則っていること。	・技術方式概要設計書														
18	26	3.2.2-1	業務アプリケーション（サービス）の責務	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、業務処理の実行のうち、サービスインタフェースを提供する処理の実行に関する責務を担うこと。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。	・業務アプリケーション（サービス）は、業務処理の実行のうち、サービスインタフェースを提供する処理の実行に関する機能を提供していること。 ・システム構成要素にビジネスルール管理が含まれる場合、業務アプリケーション（サービス）は、ビジネスルール管理が提供している機能を提供していないこと。	・機能設計書														
19	26	3.2.2-2	業務アプリケーション（サービス）の類型	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、次の①及び②に分類すること。 ① ビジネスフロー管理のサービスタスクに対応する業務処理を実行するもの（「類型2」）。 ② 個別データベースに配置された次の(a)～(c)の操作に関するサービスを提供するもの。 (a) 共通リソースデータ（「類型2A」） (b) 個別連携一時データ（「類型2B」） (c) 個別リソースデータ又は個別業務イベントデータ（「類型2C」）	業務アプリケーション（サービス）は、次の①及び②に分類され,その内容が仕様 に則っていること。 ① ビジネスフロー管理のサービスタスクに対応する業務処理を実行するもの（「類型2」）。 ② 個別データベースに配置された次の(a)～(c)の操作に関するサービスを提供するもの。 (a) 共通リソースデータ（「類型2A」） (b) 個別連携一時データ（「類型2B」） (c) 個別リソースデータ又は個別業務イベントデータ（「類型2C」）	・機能設計書														
20	26	3.2.2-3	ビジネスフロー管理と業務アプリケーション（サービス）との整合	1	(1) 「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の(1)①に該当する業務アプリケーション（サービス）の業務処理は、対応するサービスタスクの業務範囲と整合すること。	業務処理と同じ業務範囲のサービスタスクに対し,類型1の業務アプリケーション（サービス）が対応していること。	・業務フロー図（BPMN） ・サービスインタフェース一覧（基本設計工程）														
				2	(2) (1)は、アプリケーションプログラムの単位をもって確保すること。	業務アプリケーション（サービス）の業務処理は、1アプリケーションプログラムの単位と対応していること。	・技術方式詳細設計書（詳細設計工程）														

特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2版 適合確認チェックリスト（本冊）

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P ペンダ記入欄						J P O 記入欄						備考
								記載箇所 ※設計成果物名と事項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と事項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										Level-1 (a1)	評価日	評価者	Level-2 (a2)			Level-3 (a3)	Level-1 (a1)	評価日	評価者	
21	27	3.2.2-4	業務アプリケーション（サービス）に対するアクセスバスの特例	1	(1) 次の場合には、「規約：3.1.3-1 アクセスバス」及び「規約：3.1.3.2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、そのアクセスバスを許容する。 ① 連携先のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の②(a)あるいは(b)に分類される業務アプリケーション（サービス）であり、連携元のシステム構成要素が、次の(a)～(c)である場合。 (a) 業務アプリケーション（画面） (b) 業務アプリケーション（サービス）（ただし、規約3.2.2-2①に分類される業務アプリケーション（サービス）に限る） (c) 業務アプリケーション（パッチ）	以下のアクセスバスが設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。 ① 連携先のシステム構成要素が、類型2Aあるいは2Bの業務アプリケーション（サービス）であり、連携元のシステム構成要素が、次の(a)～(c)である場合。 (a) 業務アプリケーション（画面） (b) 類型2の業務アプリケーション（サービス） (c) 業務アプリケーション（パッチ）	・技術方式概要設計書													
				2	(2) 次の場合には、「規約：3.1.3-1 アクセスバス」及び「規約：3.1.3-2 サブシステム間アクセスバス」の規定にかかわらず、そのアクセスを禁止する。 ① 連携先のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の②に分類される業務アプリケーション（サービス）であり、連携元のシステム構成要素が、ビジネスフロー管理である場合。 ② 連携先のシステム構成要素が、次の(a)～(c)であって、連携元のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の②である場合。 (a) ビジネスフロー管理 (b) ビジネスルール管理 (c) DBアクセス基盤サービス	以下のアクセスバスが設計成果物に記載されていないこと。 ① 連携先のシステム構成要素が、類型2A、2Bあるいは2Cの業務アプリケーション（サービス）であり、連携元のシステム構成要素が、ビジネスフロー管理である場合。 ② 連携先のシステム構成要素が、次の(a)～(c)であって、連携元のシステム構成要素が、類型2A、2Bあるいは2Cの業務アプリケーション（サービス）である場合。 (a) ビジネスフロー管理 (b) ビジネスルール管理 (c) DBアクセス基盤サービス	・技術方式概要設計書													
22	29	3.2.2-5	業務アプリケーション（サービス）のサービスインタフェース1	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の類型に従い、「表 3.2-5 業務アプリケーション（サービス）のサービスインタフェース1」に示す全てのサービスインタフェースを提供すること。	サービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、「表 3.2-5 業務アプリケーション（サービス）のサービスインタフェース」に記載されているサービスインタフェースが網羅されていること。	・サービスインターフェース一覧（基本設計工程）													
				2	(2) 同表の類型が「類型2A」に該当するサービスインタフェースは、その仕様を定義すること。	「表 3.2-5 業務アプリケーション（サービス）のサービスインタフェース」の類型が「類型2A」に該当するサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・サービスインターフェース一覧（基本設計工程）													
23	31	3.2.2-6	業務アプリケーション（サービス）のサービスインタフェース2	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、異なるサブシステム間の連携を行うために、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の類型に従い、「表 3.2-6 業務アプリケーション（サービス）のサービスインタフェース2」に示す全てのサービスインタフェースを提供すること。	異なるサブシステム間の連携を行うためのサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、「表 3.2-6 業務アプリケーション（サービス）のサービスインタフェース2」に記載されているサービスインタフェースが網羅されていること。	・サービスインターフェース一覧（基本設計工程）													
24	33	3.2.2-7	個別リソースデータ又は個別業務イベントデータに関するアクセスバス	1	(1) 次の場合には、「規約：3.1.3-1 アクセスバス」の規定にかかわらず、そのアクセスバスを許容する。 ① 連携先のシステム構成要素が、「規約：3.2.2-2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の②(c)に分類される業務アプリケーション（サービス）であり、連携元のシステム構成要素が、同一サブシステムの次の(a)～(c)である場合。 (a) 業務アプリケーション（画面） (b) 業務アプリケーション（サービス）（ただし、「規約：3.2.2.2 業務アプリケーション（サービス）の類型」の①に分類される業務アプリケーション（サービス）に限る） (c) 業務アプリケーション（パッチ）	以下のアクセスバスが設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。 ① 連携先のシステム構成要素が、類型2Cの業務アプリケーション（サービス）であり、連携元のシステム構成要素が、同一サブシステムの次の(a)～(c)である場合。 (a) 業務アプリケーション（画面） (b) 類型2の業務アプリケーション（サービス） (c) 業務アプリケーション（パッチ）	・技術方式概要設計書													
25	33	3.2.2-8	個別リソースデータ又は個別業務イベントデータに関するサービスインタフェース	1	(1) 業務アプリケーション（サービス）は、個別リソースデータ又は個別業務イベントデータの提供を可能とするサービスインタフェースを提供することができる。 (2) (1)で提供するサービスインタフェースは、サービスインタフェース仕様を定義すること。	業務アプリケーション（サービス）が個別リソースデータ又は個別業務イベントデータを提供する場合、サービスインタフェースを定義していること。	・機能設計書 ・サービスインターフェース一覧（基本設計工程）													
26	34	3.2.3-1	業務アプリケーション（画面）の責務	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、業務処理の実行のうち、画面を備える処理の実行に関する責務を担うこと。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。	業務アプリケーション（画面）は、業務処理の実行のうち、画面を備える処理の実行に関する機能を提供していること。 システム構成要素にビジネスルール管理が含まれる場合、業務アプリケーション（画面）は、ビジネスルール管理が提供している機能を提供していないこと。	・機能設計書													
27	34	3.2.3-2	業務アプリケーション（画面）の構成	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、業務用PCのWebブラウザを利用した構成とすること。 (2) ただし、業務処理が業務用PCのWebブラウザを利用した構成で実現できない場合は、この限りではない。	業務アプリケーション（画面）の構成について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・技術方式概要設計書													
28	34	3.2.3-3	WEBブラウザを利用した構成における制限	1	(1) 業務アプリケーション（画面）のうちWebブラウザを利用する部分は、国際標準規格として規定された仕様に準拠すること。 (2) ただし、特許庁がWebブラウザを指定する場合は、当該Webブラウザの仕様に準拠すること。	ブラウザを用いた構成の場合、特定のブラウザでのみ使用可能な機能を使用していないこと。例として以下の機能を示す。 ・標準規格外のHTMLの要素タグやCSSのスタイル ・VBScript ・ActiveXを使用したクライアントPCのリソースアクセス ブラウザのデザイン機能	・機能設計書 ・オンライン処理方式（画面系）設計書													
29	34	3.2.3-4	業務アプリケーション（画面）とビジネスフロー管理との整合	1	(1) ユーザタスクに対応する業務アプリケーション（画面）の業務処理は、対応するユーザタスクの業務範囲と整合すること。 (2) (1)は、アプリケーションプログラムの単位をもって確保すること。	業務アプリケーション（画面）とユーザタスクとの対応について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・業務フロー図（BPMN） ・画面遷移図（基本設計工程）													

特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2版 適合確認チェックリスト（本冊）

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P ペンダ記入欄						J P O 記入欄						備考
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										Level-1 (a1)	評価日	評価者	Level-2 (a2)			Level-3 (a3)	Level-1 (a1)	評価日	評価者	
30	35	3.2.3-5	ビジネスフロー管理のユーザタスクに対応する画面遷移の制限	1	(1) ユーザタスクに対応する業務アプリケーション（画面）の画面は、他のユーザタスクに対応する業務アプリケーション（画面）の画面に遷移してはならない。	ユーザタスクに対応する画面の遷移について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・業務フロー図（BPMN） ・画面遷移図（基本設計工程）													
31	36	3.2.4-1	業務アプリケーション（バッチ）の責務	1	(1) 業務アプリケーション（バッチ）は、業務処理の実行のうち、次のいずれかの処理の実行に関する責務を担うこと。 ① 予め定められた期間あるいは日時に処理の実行を開始するもの。 ② 複数の業務キーに関する処理を、一括して処理せざるをえないもの。 (2) ただし、業務処理の実行のうち、ビジネスルール管理が担う責務は除く。	業務処理の実行に関する機能について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・機能設計書													
32	36	3.2.4-2	業務アプリケーション（バッチ）とビジネスフロー管理との関係	1	(1) ビジネスフロー管理が、業務アプリケーション（バッチ）の処理結果に基づいて、業務の流れを制御する場合は、次のとおりとすること。 ① ビジネスプロセスに、業務アプリケーション（バッチ）の処理結果に基づいて業務の流れを制御する箇所にメッセージイベントを設ける。 ② 業務アプリケーション（バッチ）は、ビジネスフロー管理のサービスインタフェース（受信）を利用し、メッセージを伝達する。	業務アプリケーション（バッチ）とビジネスプロセスの連携について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・業務フロー図（BPMN）													
33	37	3.2.5-1	個別データベースの責務	1	(1) 個別データベースは、個別データベースに配置されたデータを管理する責務を担う。	個別データベースが担う責務について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・機能設計書													
34	37	3.2.5-2	個別データベースに配置するデータ	1	(1) 個別データベースに配置するデータは、次の①～④のいずれかに限ること。 ① 共通リソースデータ ② 個別連携一時データ ③ 個別リソースデータ ④ 個別業務イベントデータ	個別データベースに配置するデータについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・機能設計書													
35	37	3.2.5-3	個別連携一時データとして配置するデータ	1	(1) 個別連携一時データとして個別データベースに配置する情報は、次の①～⑤とする。 ① 伝達情報種別 ② 業務キー ③ タイムスタンプ ④ 伝達情報 ⑤ 作成者システムコード	個別連携一時データとして配置するデータ設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・機能設計書													
36	39	3.2.6-1	ビジネスルール管理	1	(1) 業務アプリケーションに含まれるビジネスルールは、ビジネスルール管理において処理することができる。	業務アプリケーションからビジネスルールを切り出す場合、ビジネスルール管理に配置していること。	・機能設計書 ・BRMS設計書													
37	39	3.2.6-2	ビジネスルール管理の責務	1	(1) ビジネスルール管理は、ビジネスルールを処理することができる。 (2) ビジネスルールは、「表 3.2-9 ビジネスルールの種別」における、「推論」、「計算」、「振分」、「制約」から構成すること。	業務アプリケーションからビジネスルールを切り出す場合、ビジネスルール管理に配置していること。	・機能設計書 ・BRMS設計書													
38	41	3.2.7-1	DBアクセス基盤サービスの責務	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、共有データベースに配置されたデータに対して標準化された操作を提供する責務を担う。	DBアクセス基盤サービスが担う責務について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・機能設計書 ・サービスインターフェース一覧（基本設計工程）													
39	41	3.2.7-2	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、少なくとも「表 3.2-10 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に示すサービスインタフェースを提供すること。 (2) DBアクセス基盤サービスの提供するサービスインタフェースは、その仕様を定義すること。	サービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、「表 3.2-10 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に記載されているサービスインタフェースが網羅されていること。	・機能設計書 ・サービスインターフェース一覧（基本設計工程）													
40	43	3.2.7-3	DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェースに関するアクセス制限	1	(1) 「規約：3.2.7-2 DBアクセス基盤サービスのサービスインタフェース」に定めるサービスインタフェースのうち、業務用PCのWebブラウザを利用したアクセスは、HTTPメソッドがGETであるものに限る。	規約3.2.7-2に定めるサービスインタフェースのうち、業務用PCのWEBブラウザを利用したアクセスについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・機能設計書 ・サービスインターフェース一覧（基本設計工程）													
41	43	3.2.7-4	共有データベースに対するアクセス	1	(1) DBアクセス基盤サービスは、「規約：3.2.8-3 共有データベースへのアクセス」に定める方式で、共有データベースにアクセスすること。	DBアクセス基盤サービスのアクセス方式について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・機能設計書 ・サービスインターフェース一覧（基本設計工程）													
42	44	3.2.8-1	共有データベースの責務	1	(1) 共有データベースは、共有データベースに配置されたデータを管理する責務を担う。	共有データベースが担う責務について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・機能設計書 ・サービスインターフェース一覧（基本設計工程）													
43	44	3.2.8-2	共有データベースに配置するデータ	1	(1) 共有データベースに配置するデータは、「事件データ」あるいは「書類データ」のいずれかに該当するデータとすること。	共有データベースに配置するデータについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・機能設計書													
44	44	3.2.8-3	共有データベースへのアクセス	1	(1) 共有データベースは、DBアクセス基盤サービスからのアクセスを受ける機能を提供すること。 (2) (1)のアクセスは、次の①～③に従うこと。 ① アクセスは、JDBC APIを使用すること。 ② データの操作は、ANSI/ISOにおいて標準化されたSQLとすること。 ③ ①のJDBC API及び②のSQLは、別途特許庁が定める規格に準拠すること。	共有データベースにおける、DBアクセス基盤サービスからのアクセスを受ける機能について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・機能設計書 ・サービスインターフェース一覧（基本設計工程） ・技術方式概要設計書													

特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2版 適合確認チェックリスト（本冊）

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P ペンダ記入欄						J P O 記入欄						備考	
								記載箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果					
										Level-1 (a1)	評価日	評価者	Level-2 (a2)			Level-3 (a3)	Level-1 (a1)	評価日	評価者		Level-2 (a2)
45	45	3.2.9-1	外部システム連携の配置	1	(1) 内部システムが外部システムと連携する際に、両者の通信方式あるいは連携メカニズムが相違する場合は、システム構成要素として「外部システム連携」を「外部システム連携層」に配置すること。 (2) ただし、外部システムが、次の①～⑬の場合は、この限りでない。 ① データウェアハウスシステム (SY47) ② 運用監視システム (SY58) ③ 優先権証明書交換システム (SY33) ④ 外国包装参照システム (SY33-2) ⑤ 照会システム (海外／一般ドシエ) (SY35-2) ⑥ 電子現金納付システム (SY43) ⑦ DE料管理システム (SY05) ⑧ 紙出力共通システム (SY41) ⑨ 早期管理情報システム (SY44) ⑩ 共通テーブル管理システム (SY45) ⑪ 情報ネットワークシステム (OA系サーバ) (SY50) ⑫ 外部機関システム ⑬ 外部システムが本仕様書に準拠したサービスインタフェースを提供しており、そのサービスインタフェースを利用する場合	外部システム連携の配置について設計成果物に明記されており、その内容が仕様 に則っていること。	・技術方式概要設計書														
46	45	3.2.9-2	外部システム連携の機能と単位	1	(1) 外部システム連携は、次の①～④のうち、内部システムと外部システム間の相違を変換するために必要な機能を有すること。 ① 内部システムに対して、本仕様書に準拠したサービスインタフェースを提供する機能。 ② 内部システムのサービスインタフェースにアクセスする機能。 ③ 外部システムに対して、外部システム固有のインタフェースを提供する機能。 ④ ①～③を整合させる機能。	外部システム連携は、内部システムと外部システム間の相違を吸収するための機能を提供し、次の①～④のうちに必要な機能が設計成果物に明記されていること。 ① 内部システムに対して、本仕様書に準拠したサービスインタフェースを提供する機能 ② 内部システムのサービスインタフェースにアクセスする機能 ③ 外部システムに対して、外部システム固有のインタフェースを提供する機能 ④ ①～③を整合させる機能	・機能設計書														
				2	(2) 外部システム連携は、連携する外部システムが刷新される範囲と整合した単位とすること。	外部システム連携は、連携する外部システムが刷新される範囲と整合した単位で設計成果物に明記されていること。	・技術方式概要設計書														
47	46	3.2.9-3	内部システムから外部システム連携へのアクセスパス	1	(1) 連携先のシステム構成要素が外部システム連携である場合は、次の①～④を連携元のシステム構成要素とする接続に限り許容する。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション (画面) ③ 業務アプリケーション (サービス) ④ 業務アプリケーション (パッチ)	内部システムから外部システム連携へのアクセスについては、下記システム構成要素のみとすること。 ・ビジネスフロー管理 ・業務アプリケーション (画面) ・業務アプリケーション (サービス) ・業務アプリケーション (パッチ)	・技術方式概要設計書														
				2	(2) 外部システム連携は、内部システムのシステム構成要素からみて、他のサブシステムあるいはDBアクセス基盤サービスとして取り扱うこと。	連携先の外部システムが刷新され、内部システムに入れ替わることを想定して設計されていること。	・業務フロー図 (BPMN) ・技術方式概要設計書 ・サービスインタフェース一覧 (基本設計工程)														
48	47	3.2.9-4	外部システム連携から内部システムへのアクセスパス	1	(1) 連携元のシステム構成要素が外部システム連携である場合は、次の①～③を連携先のシステム構成要素とする接続に限り許容する。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション (サービス) ③ DBアクセス基盤サービス	外部システム連携から内部システムへのアクセスについては、下記システム構成要素のみとすること。 ・ビジネスフロー管理 ・業務アプリケーション (サービス) ・DBアクセス基盤サービス	・技術方式概要設計書														
				2	(2) 外部システム連携は、内部システムのシステム構成要素からみて、他のサブシステムとして取り扱うこと。	連携先の外部システムが刷新され、内部システムに入れ替わることを想定して設計されていること。	・業務フロー図 (BPMN) ・技術方式概要設計書 ・サービスインタフェース一覧 (基本設計工程)														
49	48	3.2.9-5	アクセスパスのプロトコル	1	(1) 「表 3.2-12 外部システム連携に関するアクセスパスのプロトコル」に示すアクセスパスのプロトコルは、RFC 7230～7235で規定する” HTTP/1.1” とすること。	外部システム連携を介するアクセスパスのプロトコルとバージョンは「HTTPバージョン1.1」としていること。	・技術方式概要設計書														
50	49	3.2.9-6	外部システム連携のサービスインタフェース	1	(1) 「規約：3.2.9-3 内部システムから外部システム連携へのアクセスパス」のアクセスパスは、サービスインタフェースとすること。 (2) (1)のサービスインタフェースは、「規約：3.1.5-2 サービスインタフェース」及び「規約：3.1.5-3 HTTPステータスコード」に準拠すること。 (3) (1)のサービスインタフェースは、「表 3.2-13 インタフェースを提供するシステム構成要素」で示すシステム構成要素のサービスインタフェースに準拠すること。	外部システム連携のサービスインタフェースについて設計成果物に明記されており、その内容が仕様 に則っていること。	・サービスインターフェース一覧 (基本設計工程)														
51	51	3.3.1-1	サブシステム間の連携1 (契機)	1	(1) サブシステム間で、契機を授受する場合は、次の①あるいは②とする。 ① 連携元サブシステムが、連携先サブシステムのビジネスプロセスのメッセージイベントを一意に特定できる場合は、連携元サブシステムのビジネスフロー管理は、連携先サブシステムのビジネスフロー管理が提供するサービスインタフェース (「規約：3.2.1-4 ビジネスフロー管理のサービスインタフェース」の「通知」) を利用する。 ② 連携元サブシステムが、連携先サブシステムのビジネスプロセスのメッセージイベントを一意に特定できない場合は、連携元サブシステムのビジネスフロー管理は、連携先サブシステムの業務アプリケーション (サービス) が提供するサービスインタフェース (「規約：3.2.2-5 業務アプリケーション (サービス) のサービスインタフェース1」の「業務処理」) を利用する。	ビジネスフロー管理を介したサブシステム間の連携方式が設計成果物に記載されている場合、その内容が仕様 に則っていること。	・業務フロー図 (BPMN) ・技術方式概要設計書														

特許庁アーキテクチャ標準仕様書 第1.2版 適合確認チェックリスト（本冊）

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P ペンダ記入欄						J P O 記入欄						備考		
								記載箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果					確認箇所 ※設計成果物名と章項目を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果					
										Level-1 (a1)	評価日	評価者	Level-2 (a2)	Level-3 (a3)			Level-1 (a1)	評価日	評価者		Level-2 (a2)	Level-3 (a3)
52	51	3.3.1-2	サブシステム間の連携2（業務情報）	1	(1) サブシステム間で、業務情報を授受する場合は、次の①あるいは②とする。 ① 共有データベースを利用する。 ② 個別データベースを利用する。	サブシステム間の連携について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・エンティティ一覧 ・エンティティ定義書 ・概念ER図															
53	59	3.4.1-1	重複データの禁止	1	(1) 共有データベース及び個別データベースには、解消すべき重複データを配置してはならない。	重複データの禁止について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・エンティティ一覧 ・エンティティ定義書 ・概念ER図															
54	59	3.4.2-1	業務アプリケーションの版管理	1	(1) 同一業務について、制度改正等に基づいて異なる業務処理を行う場合は、異なる業務アプリケーションとすること。 (2) (1)の業務アプリケーションは、版（バージョン）により区別すること。 (3) (1)の業務アプリケーションが業務アプリケーション（サービス）の場合、利用するサービスの特定は、ビジネスフロー管理で行うこと。	サービスインタフェースのURIに版（バージョン）の情報が取り込まれていること。	・業務一覧 ・サービスインターフェース一覧（基本設計工程） ・業務フロー図（BPMN）															
55	60	3.4.3-1	使用する文字コード	1	(1) システムが使用する文字は、次の①～③とすること。 ① 文字セットは、Unicodeとし、バージョンは特許庁が別途定める規格に準拠すること。 ② エンコードは、UTF-8とすること。 ③ 使用する文字セットの範囲は、システム開発時に規定すること。	①システムで扱う文字セットについてUnicodeであることを設計成果物に記載していること。 ②システムで使用するUnicodeのエンコード（文字符号化方式）についてUTF-8であることを設計成果物に明記していること。 ③システムで使用する文字セットの範囲が設計成果物に記載していること。	・技術方式概要設計書															
56	61	3.4.4-1	認証・認可の実装要否の検討	1	(1) 業務アプリケーション（画面）は、本人性確認及び利用者権限管理に関する認証・認可を行うこと。 (2) 次の①～⑤のシステム構成要素が提供するサービスインタフェースは、認証・認可を行うこと。 ① ビジネスフロー管理 ② 業務アプリケーション（サービス） ③ ビジネスルール管理 ④ DBアクセス基盤サービス ⑤ 外部システム連携 (3) (2)の認証・認可は、次の①～③とすること。 ① HTTPのベーシック認証とする。 ② 連携元のシステム構成要素を特定する。 ③ サービスインタフェース毎に、サービスの利用可否を制御する。 (4) 個別データベース及び共有データベースは認証・認可を行うこと。	認証・認可の実装要否の検討結果について設計成果物に明記されており、その内容が仕様に則っていること。	・機能設計書 ・技術方式概要設計書															

項番	頁	規約番号	規約名	No.	仕様	適合基準	想定記載設計成果物	A P ペンダ記入欄						J P O 記入欄						備考
								記載箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				確認箇所 ※設計成果物名と章項節を記載	コメント ※評価が「適合」以外の場合は必ず記載	評価結果				
										Level-1 (a1)	評価日	評価者	Level-2 (a2)			Level-3 (a3)	Level-1 (a1)	評価日	評価者	
1	2	別2.1-1	実行可能モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 実行可能モデルでは、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①、②に従うこと。 ① 「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「使用上の制約事項」に記載のある場合は、その制約に従うこと。 ② 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」に示す配置場所にすること。	実行可能モデルで使用しているBPMN要素が仕様 に 則 っ て い る こ と。	・BPMS実行可能モデル													
2	2	別2.1-2	記述モデル及び分析モデルで使用可能なBPMN要素	1	(1) 記述モデル及び分析モデルでは、「表3-1 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」及び「表3-2 BPMN要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル)」に示すBPMN要素のみを使用すること。 (2) ただし、BPMN要素を使用する際には、次の①に従うこと。 ① 「イベント」を使用する場合は、イベントタイプ毎で、「表3-3「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」,「表3-4「イベント」使用時の配置可能な場所(記述モデル・分析モデル)」に示す配置場所にすること。	記述モデル及び分析モデルで使用しているBPMN要素が仕様 に 則 っ て い る こ と。	・業務フロー図 (BPMN)													
3	3	別2.2-1	実行可能モデルにおけるフロー要素名	1	(1) 実行可能モデルにおけるビジネスプロセスには、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち「識別子が必要な要素」に、フロー要素名として識別子を付与すること。 (2) ただし、識別子を付与する際には、次の①、②に従うこと。 ① 識別子の一意性は、「表3-1 BPMS要素の使用可能要素一覧(記述モデル・分析モデル・実行可能モデル)」のうち、「一意性を確保する範囲」の記載に従うこと。 ② 識別子に使用する文字は、マルチバイト文字を含まないこと。	実行可能モデルにおけるBPMN要素名に仕様 に 則 っ た 識 別 子 を 付 与 し て い る こ と。	・BPMS実行可能モデル													
4	5	別2.2-2	記述モデル及び分析モデルにおけるフロー要素名	1	(1) 記述モデル及び分析モデルを表記する場合には、フロー要素名に係る命名規則を定めること。	記述モデル及び分析モデルにおけるBPMN要素名の命名規則が定められていること。	・BPMN記載ルール													
5	5	別2.2-2	記述モデル及び分析モデルにおけるフロー要素名	1	(2) 命名規則に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	記述モデル及び分析モデルにおいて、命名規則に従ってビジネスプロセスが表記されていること。	・業務フロー図 (BPMN)													
6	6	別2.3-1	サブシステム内の表記方法の統一	1	(1) 記述モデル及び分析モデルで表記する場合は、BPMN表記の方法をサブシステム毎に定めること。 (2) BPMN表記の方法に従い、サブシステム内のビジネスプロセスを表記すること。	サブシステム内において、記述モデル及び分析モデルのBPMN表記が統一されていること。	・業務フロー図 (BPMN)													